

当事務所の年内業務は12/27日(火)まで、仕事始めは1/5(木)です。本年中のご愛顧に心から感謝いたします。ウィズコロナの中、来年が皆さまにとって良いお年でありますように。



遺産が1000万円以下で34%、5000万円以下でも43%、計77%が裁判になった相続トラブルの割合(令和元年度司法統計)で、財産が多くなっても争族が発生しているというのが現実です。夫婦と子2人(AとB)で、妻に先立たれた夫で考えてみます。夫は子Aに老後を見てもらっていたので自宅2500万円と現金1000万円の計3500万円を子Aに相続させる遺言書を作成。しかし、この場合、遺産額35

00万円の1/2 = 1750万円(法定相続分)のさらに1/2 = 875万円は遺留分として子Bも貰う権利があります。そこで検討したいのが生保の活用。死亡保険金は民法上は相続財産ではありませんが「みなし相続財産」として相続税は課税の対象になります。ただし500万円×法定相続人(子2人) = 1000万円までは非課税になるという特典があり、1000万円を老後の世話をしてくれた子Aを受取人にしてあげば、そのお金で子Bに遺留分を支払うことができる事に◎

相続財産が少なくても争族裁判! 生保活用で一安心



インフレで年金暮らしの老人にとっては大変な状況です。年金の目安としての「所得代替率」は「現役男性の平均手取り収入の1/2以上」と定めていますが、現在約60%なのが23年後には約50%に減る見通しです。少子化で年金の支え手=現役世代が減ってしまうのが原因。このため18年前に年金の伸びを抑える「マクロ経済スライド」が導入され、51%は維持されると国は説明しますが、将来的には50%を割る恐れもあると専門家は言います。そこで最近よく耳に

するようになったのがベーシックインカム(BI)・負の所得税・給付つき税額控除...といった聞き馴れない言葉です。アベノミクスの理論的支柱だった竹中平蔵慶大名誉教授は、NHKラジオで「年金制度を廃止し1人月7万円(夫婦で月14万円)のBIにしたらどうか...」等と提案しています。また厚労省は75才以上の医療保険料をUPする案も提示しています。これから日本の社会保障は一体どうなるのでしょうか?

“百年安心”年金崩壊 救世主になるかBI(ベーシックインカム) どこへやら



当事務所では毎週金曜日の朝9～10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。
※下記の番号は当事務所の発信専用電話ですが、災害時の緊急連絡先電話としてもご利用頂けます。
① 070-5481-0659 ② 070-5481-0988 ③ 070-5080-7611